

様式第 1 （第 7 条関係）

岩倉市長 様

岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付申請書兼請求書

岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金の交付を受けたいので、岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請及び請求をします。

記				
申請者情報	フリガナ		申請日	年 月 日
	氏名		電話番号	- -
	生年月日	年 月 日		
	住所 ※住民票に登録されている住所	〒 - 岩倉市		
購入日		年 月 日	設置完了日	年 月 日
購入店名		(店舗名)		

【購入した対象家電製品】

対象家電製品	補助対象経費（税抜き）	交付申請額 ※エアコンは補助対象経費の 3 分の 1（上限 5 万円）、LED 照明器具は補助対象経費の 2 分の 1（上限 1 万円）。（いずれも千円未満切捨て）
エアコン	円	, 0 0 0 円
LED 照明器具	円	, 0 0 0 円
合計	円	, 0 0 0 円

請 求 金 額 0 0 0 円（上限 6 万円）

【振込口座】

金融機関名	☐ 銀行 ☐ 農協 ☐ 金庫 ☐ 組合			☐ 支 店			
預金種目/口座番号	☐ 普通 ☐ 当座						
フリガナ							
口座名義人	(申請者本人名義の口座)						

〈補助金申請の同意・誓約事項〉

番号	内容	同意・誓約欄 (□チェック又は ■に塗りつぶして ください。)
1	購入した家電製品は、新品であり、かつ、家庭用のものである。 (中古品、リース、レンタル及び業務用は補助対象外)	☐
2	購入した家電製品に対する他の補助金の交付を受けていない。	☐
3	市税等を滞納していない。	☐
4	購入した家電製品は、第三者に転売し、譲渡する等、本来の目的以外の使用を目的としていない。	☐
5	暴力団員ではない。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない。	☐
6	補助を受けようとする年度内において、申請者本人又は同一世帯員が本補助金の交付申請を行っていない。	☐
7	本補助金の交付決定後において、補助決定家電製品の設置場所への立入検査等の必要な調査を依頼した場合は協力する。	☐
8	本補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金を市が指定する期日までに返還する。	☐
9	本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税等の完納状況を確認することに同意する。	☐

注意事項

本補助金の交付申請並びに対象家電製品の設置及び利用に伴い発生したトラブルや損害について、岩倉市は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。

添付書類

- (1) 購入日、購入店名、購入した対象家電製品の名称、型番及び製造番号並びに購入費用(補助対象経費の内訳)が分かる書類の写し
(領収書、レシート、保証書など)
- (2) 購入した対象家電製品の設置場所が分かる書類の写し
(納品書、配送伝票、工事完了報告書、自らの居宅内に設置したことが分かる写真など)
- (3) 購入した対象家電製品が省エネ基準達成率を達成していることが分かる書類の写し
(カタログ、省エネ型製品情報サイトの補助対象家電製品に関するページを印刷したものなど)

※(1)から(3)までの書類は、様式第2「岩倉市省エネ家電製品販売証明書」で代用が可能です。